

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年5月20日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称 申請者、製造業者の住所 遊技機の種類 型式名 有効期間	代表者の氏名 検定番号
70	株式会社 ユニバーサルプロス 東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟 回胴式遊技機 Lやじきた道中記参る!BG 令和8年5月20日 から3年間	川村 利行 5S1948
71	タイヨーエレック 株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー ぱちんこ遊技機 e東京リベンジャーズ聖夜決戦編EREC 令和8年5月20日 から3年間	田中 宏孝 6P0264
72	株式会社 銀座 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー ぱちんこ遊技機 e七つの大罪3GFEA 令和8年5月20日 から3年間	藤島 久香 6I0232
73	株式会社 アムテックス 東京都台東区東上野一丁目16番1号 ぱちんこ遊技機 eパキ2LCM2 令和8年5月20日 から3年間	金子 明利 5I0831
74	株式会社 ピーセカンド 大阪府東大阪市長田中一丁目3番17号 回胴式遊技機 L見える子ちゃんSC 令和8年5月20日 から3年間	岸上 昭夫 6S0265

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年5月20日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称	代表者の氏名
	申請者、製造業者の住所	
	遊技機の種類	
	型式名	検定番号
	有効期間	
75	株式会社 パオン・ディーピー 東京都北区田端一丁目21番8号 NSKビル	山本 健
	回 胴 式 遊 技 機	
	L/ワールドダイスター/PA3	6S0003
	令和8年5月20日 から3年間	
76	株式会社 大都技研 東京都台東区東上野一丁目1番14号	木原 海俊
	ぱちんこ遊技機	
	e/ワールドダイスター/L04	610055
	令和8年5月20日 から3年間	
77	株式会社 大都技研 東京都台東区東上野一丁目1番14号	木原 海俊
	ぱちんこ遊技機	
	e/押忍番長漢の頂/A03	610079
	令和8年5月20日 から3年間	
78	株式会社 大都技研 東京都台東区東上野一丁目1番14号	木原 海俊
	ぱちんこ遊技機	
	P/押忍番長漢の頂/A03	5P0103
	令和8年5月20日 から3年間	
79	株式会社 オッキー 名古屋市天白区中砂町145番地	小川 博史
	ぱちんこ遊技機	
	e必殺仕事人VIM2	6P0012
	令和8年5月20日 から3年間	

公 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定による申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条に規定する遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められたことから、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和8年5月20日

愛知県公安委員会

番号	申請者、製造業者の氏名又は名称	代表者の氏名
	申請者、製造業者の住所	
	遊技機の種類	
	型式名	検定番号
	有効期間	
80	株式会社 オッキー	小川 博史
	名古屋市天白区中砂町145番地	
	回 胴 式 遊 技 機	
	LパチスロULTRAMAN最終決戦ME	6S0144
	令和8年5月20日 から3年間	